令和６年

第１回区議会定例会提出案件概要

（条例関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第11号議案	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する用語を改める等規定を整備する。 ［施行日］ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
第12号議案	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例	職員の定数を次のとおり変更する。 ⑴　区長の事務部局の職員　2,524 人 ⇒ 2,531 人 ⑵　教育委員会の事務部局の職員　137 人 ⇒ 136 人 ⑶　教育委員会の所管に属する学校の職員　103 人 ⇒ 97 人 ［施行日］ 令和６年４月１日
第13号議案	新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	１　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、引用法律名を改める。 ２　新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行を受け、既に適用がない新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防業務従事手当の特例に関する規定を削除する。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第14号議案	新宿区戸籍事務手数料条例の一部を改正する条例	戸籍法の改正により、戸籍証明書の広域交付制度等が新たに導入されることに伴い、当該戸籍証明書の交付等に関する事務に係る手数料について定める。 ⑴　戸籍証明書の広域交付　１通につき 450 円 ⑵　除籍証明書の広域交付　１通につき 750 円 ⑶　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行　１件につき 400 円 ⑷　除籍電子証明書提供用識別符号の発行　１件につき 700 円 ⑸　届書等情報内容証明書の交付　１通につき 350 円 ⑹　届書等情報内容の閲覧　１件につき 350 円 ［施行日］ 令和６年３月１日
第15号議案	新宿区立心身障害者通所訓練施設条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第16号議案	新宿区立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護、就労継続支援及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。

（条例関係）

議案番号	件　　名	概　　要
		［施行日］ 令和６年４月１日
第17号議案	新宿区立福祉作業所条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護及び就労継続支援並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第18号議案	新宿区立新宿生活実習所条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第19号議案	新宿区立障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所、自立訓練及び宿泊型自立訓練に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第20号議案	新宿区子ども未来基金条例の一部を改正する条例	新宿区子ども未来基金の使途を拡充し、子どもの夢を育む活動や体験を支える観点から取組を行うことができることとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第21号議案	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めている内閣府令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 ［主な改正内容］ ⑴　利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の自動公衆送信について定める。 ⑵　磁気ディスク等の用語を「電磁的記録媒体」に統一する。 ［施行日］ 公布の日。ただし、上記⑴については、令和６年４月１日
第22号議案	新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例	児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改める。 ［施行日］ 令和６年４月１日
第23号議案	新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	１　児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を、令和８年度末まで継続することとする。 ２　児童福祉法の改正に伴い、引用条項を改める。 ［施行日］ 令和６年４月１日

（条例関係）

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>件　　名</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>第24号議案</td><td>新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例</td><td>1　北新宿第二学童クラブの名称を「淀橋第四小学校内学童クラブ」とし、その実施場所を新たに定める。
新たな実施場所　東京都新宿区北新宿三丁目17番1号
新宿区立淀橋第四小学校内
※現行の北新宿第二学童クラブの実施場所は、淀橋第四小学校内学童クラブの補完的な実施場所として、規則において定める。
2　次のとおり新たに学童クラブを実施する。
⑴　名称　花園小学校内学童クラブ
⑵　実施場所　東京都新宿区新宿一丁目22番1号
新宿区立花園小学校内
［施行日］
上記1については令和7年1月1日、上記2については同年4月1日
［準備行為］
淀橋第四小学校内学童クラブ及び花園小学校内学童クラブの利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</td></tr>
<tr><td>第25号議案</td><td>新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例</td><td>がん検診の利用の促進を図るため、その検診費用を無料とする時限的な特例措置を令和7年3月31日まで継続する。
［施行日］
令和6年4月1日</td></tr>
<tr><td>第26号議案</td><td>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例</td><td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、これらを引用している次に掲げる条例について、引用法令名を改める。
⑴　新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例
⑵　新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
［施行日］
令和6年4月1日</td></tr>
<tr><td>第27号議案</td><td>新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例</td><td>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改める。
［施行日］
令和6年4月1日</td></tr>
<tr><td>第28号議案</td><td>新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</td><td>区立学校医等の公務災害補償額の算定基礎としている都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に合わせ、次のとおり補償基礎額を改定する。
⑴　学校医及び学校歯科医
<table>
<tr><th>経験年数</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>5年未満</td><td>7,194円</td><td>7,494円</td></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>8,820円</td><td>9,090円</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>11,481円</td><td>11,703円</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>12,990円</td><td>13,152円</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>15,534円</td><td>15,573円</td></tr>
<tr><td>25年以上</td><td>16,563円</td><td>16,602円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（条例関係）

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>件　　名</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑵　学校薬剤師
<table>
<tr><th>経験年数</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>5 年未満</td><td>6,240 円</td><td>6,459 円</td></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>7,260 円</td><td>7,422 円</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>8,943 円</td><td>9,081 円</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>10,443 円</td><td>10,539 円</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>11,451 円</td><td>11,505 円</td></tr>
<tr><td>25 年以上</td><td>11,844 円</td><td>11,865 円</td></tr>
</table>
［施行日］
令和 6 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td>第 29 号議案</td><td>新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</td><td>新宿区選挙管理委員会等が管理する選挙及び投票における投票所の投票管理者等の報酬の額を次のとおり改定する。
⑴　投票所の投票管理者　18,000 円 ⇒ 21,000 円
⑵　期日前投票所の投票管理者　16,000 円 ⇒ 18,000 円
⑶　投票所の投票立会人　14,000 円 ⇒ 17,500 円
⑷　期日前投票所の投票立会人　12,500 円 ⇒ 15,000 円
［施行日］
公布の日</td></tr>
</table>

（議決案件関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第30号議案	新宿区立小学校教師用指導書（前期分）の買入れについて	新宿区立小学校教師のための、教科書の内容理解促進及び授業改善用として、次のとおり指導書を買い入れる。

新宿区立小学校教師用指導書（前期分）の買入れについて

1	概　　要	国語	
		⑴　小学校国語 学習指導書 一年	31 冊
		⑵　小学校国語 学習指導書 二年	31 冊
		⑶　小学校国語 学習指導書 三年	31 冊
		⑷　小学校国語 学習指導書 四年	31 冊
		⑸　小学校国語 学習指導書 五年	31 冊
		⑹　小学校国語 学習指導書 六年	31 冊
		⑺　こくご 一上 かざぐるま 学習指導書別冊（朱書編）	80 冊
		⑻　こくご 二上 たんぽぽ 学習指導書別冊（朱書編）	75 冊
		⑼　国語 三上 わかば 学習指導書別冊（朱書編）	74 冊
		⑽　国語 四上 かがやき 学習指導書別冊（朱書編）	75 冊
		⑾　国語 五 銀河 学習指導書別冊（朱書編）	75 冊
		⑿　国語 六 創造 学習指導書別冊（朱書編）	67 冊
		⒀　小学校国語 授業に役立つワークシート集 1 年	80 冊
		⒁　小学校国語 授業に役立つワークシート集 2 年	75 冊
		⒂　小学校国語 授業に役立つワークシート集 3 年	74 冊
		⒃　小学校国語 授業に役立つワークシート集 4 年	75 冊
		⒄　小学校国語 授業に役立つワークシート集 5 年	75 冊
		⒅　小学校国語 授業に役立つワークシート集 6 年	67 冊
		書写	
		⒆　小学校書写 学習指導書 一年	31 冊
		⒇　小学校書写 学習指導書 二年	31 冊
		(21)　小学校書写 学習指導書 三年	31 冊
		(22)　小学校書写 学習指導書 四年	31 冊
		(23)　小学校書写 学習指導書 五年	31 冊
		(24)　小学校書写 学習指導書 六年	31 冊
		社会	
		(25)　小学社会 3 教師用指導書	31 冊
		(26)　小学社会 4 教師用指導書	31 冊
		(27)　小学社会 5 教師用指導書	31 冊
		(28)　小学社会 6 教師用指導書	31 冊
		(29)　小学社会 3 教師用指導書 朱書編	34 冊
		(30)　小学社会 4 教師用指導書 朱書編	35 冊
		(31)　小学社会 5 教師用指導書 朱書編	35 冊
		(32)　小学社会 6 教師用指導書 朱書編	27 冊
		算数	
		(33)　新編 あたらしいさんすう 1① 教師用指導書 セット	31 冊

		㉞ 新編 あたらしいさんすう 1② 教師用指導書	31 冊
		㉟ 新編 新しい算数 2 上 教師用指導書 セット	31 冊
		㊱ 新編 新しい算数 3 上 教師用指導書 セット	31 冊
		㊲ 新編 新しい算数 4 上 教師用指導書 セット	31 冊
		㊳ 新編 新しい算数 5 上 教師用指導書 セット	31 冊
		㊴ 新編 新しい算数 6 教師用指導書 セット	31 冊
		㊵ 新編 あたらしいさんすう 1① 教師用指導書 指導編	40 冊
		㊶ 新編 あたらしいさんすう 1② 教師用指導書 指導編	40 冊
		㊷ 新編 新しい算数 2 上 教師用指導書 指導編	35 冊
		㊸ 新編 新しい算数 3 上 教師用指導書 指導編	63 冊
		㊹ 新編 新しい算数 4 上 教師用指導書 指導編	64 冊
		㊺ 新編 新しい算数 5 上 教師用指導書 指導編	64 冊
		㊻ 新編 新しい算数 6 教師用指導書 指導編	56 冊
		理科	
		㊼ 新版 たのしい理科 3 年 教師用指導書	31 冊
		㊽ 新版 たのしい理科 4 年 教師用指導書	31 冊
		㊾ 新版 たのしい理科 5 年 教師用指導書	31 冊
		㊿ 新版 たのしい理科 6 年 教師用指導書	31 冊
		(51) 新版 たのしい理科 3 年 教師用指導書 朱書編	34 冊
		(52) 新版 たのしい理科 4 年 教師用指導書 朱書編	35 冊
		(53) 新版 たのしい理科 5 年 教師用指導書 朱書編	35 冊
		(54) 新版 たのしい理科 6 年 教師用指導書 朱書編	27 冊
1	概　　要	生活	
		(55) せいかつ たんけんたい 上 学習指導書	31 冊
		音楽	
		(56) 小学生の音楽 2 指導書《フルセット》	31 冊
		(57) 小学生の音楽 4 指導書《フルセット》	31 冊
		(58) 小学生の音楽 6 指導書《フルセット》	31 冊
		(59) 小学生の音楽 2 指導書 実践編	35 冊
		(60) 小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書〈セット〉	31 冊
		(61) 小学音楽 音楽のおくりもの 3 教師用指導書〈セット〉	31 冊
		(62) 小学音楽 音楽のおくりもの 5 教師用指導書〈セット〉	31 冊
		(63) 小学音楽 音楽のおくりもの 1 教師用指導書 朱書編	40 冊
		図工	
		(64) 図画工作 1・2 上 教師用指導書	31 冊
		(65) 図画工作 3・4 上 教師用指導書	31 冊
		(66) 図画工作 5・6 上 教師用指導書	31 冊
		家庭	
		(67) わたしたちの家庭科 学習指導書 上巻	31 冊
		(68) わたしたちの家庭科 学習指導書 下巻	31 冊
		保健	
		(69) 新編 新しいほけん 3・4 教師用指導書 セット	31 冊
		(70) 新編 新しい保健 5・6 教師用指導書 セット	31 冊
		英語	
		(71) NEW HORIZON Elementary English Course 6 教師用指導書 特別セット	31 冊

（議決案件関係）

1	概　　要	⑺2　NEW HORIZON Elementary English Course 6 教師用指導書 朱書編　27 冊 ⑺3　NEW HORIZON Elementary English Course My Picture Dictionary 教師用指導書 朱書編　27 冊 ⑺4　ONE WORLD Smiles 5 教師用指導書〈セット〉　31 冊 ⑺5　ONE WORLD Smiles 5 教師用指導書 朱書編（Teacher's Book）　35 冊 ⑺6　指導者用デジタル教科書 ONE WORLD Smiles 5　30 冊 道徳 ⑺7　しょうがくどうとく いきるちから 1 教師用指導書　31 冊 ⑺8　小学どうとく 生きる力 2 教師用指導書　31 冊 ⑺9　小学どうとく 生きる力 3 教師用指導書　31 冊 ⑻0　小学道徳 生きる力 4 教師用指導書　31 冊 ⑻1　小学道徳 生きる力 5 教師用指導書　31 冊 ⑻2　小学道徳 生きる力 6 教師用指導書　31 冊 ⑻3　しょうがくどうとく いきるちから 1 教師用指導書 朱書・板書編　40 冊 ⑻4　小学どうとく 生きる力 2 教師用指導書 朱書・板書編　35 冊 ⑻5　小学どうとく 生きる力 3 教師用指導書 朱書・板書編　34 冊 ⑻6　小学道徳 生きる力 4 教師用指導書 朱書・板書編　35 冊 ⑻7　小学道徳 生きる力 5 教師用指導書 朱書・板書編　35 冊 ⑻8　小学道徳 生きる力 6 教師用指導書 朱書・板書編　27 冊
2	納 入 場 所	新宿区指定の場所
3	契 約 月 日	仮契約　令和６年１月５日（金） 本契約　議決日の翌日
4	納　　期	本契約締結日の翌日から令和６年４月５日まで
5	契約の方法	随意契約
6	買 入 金 額	7,355 万 510 円
7	契約の相手方	東京都新宿区百人町一丁目 22 番 20 号 東京都第一教科書供給株式会社 代表取締役　棟方　修司 資本金　1,000 万円

（議決案件関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第31号議案	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、関係地方公共団体との協議により、次のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。 ⑴　関係区市町村は、令和6年度分及び令和7年度分の保険料を軽減するため、次に掲げる経費を一般会計から負担するものとする。 ア　審査支払手数料相当額 イ　財政安定化基金拠出金相当額 ウ　保険料未収金補填分相当額 エ　保険料所得割額減額分相当額 オ　葬祭費相当額 ⑵　負担割合は、各経費とも100パーセントとする。 ［施行日］ 令和6年4月1日